ムスリムに害をもたらす者は、アッラーから害をもたらされよう。ムスリムに困難を課す者は、アッラーから困難を課されよう。

アブー・スィルマ（彼にアッラーのご満悦あれ）が預言者（彼にアッラーからの祝福と平安あれ）から伝えるところによれば、彼はこう言った：「ムスリムに害をもたらす者は、アッラーから害をもたらされよう。ムスリムに困難を課す者は、アッラーから困難を課されよう。」 [良好] [イブン・マージャの伝承 - アッ＝ティルミズィーの伝承 - アブー・ダーウードの伝承 - アハマドの伝承]

このハディースの中には、身体、家族、財産、子供といったことに関わらず、ムスリムに対して嫌がらせしたり、害を与えたり、困難を課したりすることの禁止が示されている。そして、ムスリムに害をもたらしたり、困難を課したりする者に対し、アッラーはそれと同種のもので報われる。その内容は、相手に対して利益を失わせることであろうが、損害を被らせることであろうが、同様である。たとえば、取引でごまかしや詐欺を行ったり、商品の欠陥を隠蔽したり、誰かが結婚の申し込みをしている相手に結婚の申し込みをする、といったこともその中に入る。

http://www.sunnah.global/hadeeth/ja/show/5375